

2026年1月1日

施設基準により院内掲示する手術の件数

(医科点数表第2章第10部手術に通則5及び6に掲げる手術)

(手術件数は、2025年1月～12月の期間に当院にて実施したものです。)

院長

・区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	2
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	4
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術,肺静脈隔離術	

・区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	

・区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	

・区分4に分類される手術		手術件数
胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術		31

・その他の区分に分類される手術		手術件数
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	
イ	乳児外科施設基準対象手術	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	7
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	
オ	経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	3
	経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	1
	経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)	2
	経皮的冠動脈粥腫切除術	
	経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)	
	経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)	1
	経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	1